

○ 福祉事業等の取扱いについて（昭和61年2月13日消基発第92号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第1 福祉事業の取扱いについて</p> <p>1 外科後処置に関する事業</p> <p>(1) 福祉事業の実施に関する規程（以下「福祉規程」という。）第3条第1項の「<u>基金</u>が定める処置」とは、醜状軽減のための処置、義眼の装かん、局部神経症状の軽減のための処置、筋電電動義手の装着訓練その他理事長が特に必要であると認める処置とする。</p> <p>2 補装具に関する事業</p> <p>(2) 福祉規程第4条第3項第11号の補装具の支給種目及び支給対象については、次によるものとする。</p> <p>ウ <u>浣腸器付排便剤</u> せき髄損傷者又は排便反射を支配する神経の損傷により、用手摘便を要する状態又は恒常的に1週間に排便が2回以下の高度な便秘といった排便障害を有し、当該障害に関し、基準政令第6条に規定する障害補償を受けている者で、医師が<u>浣腸器付排便剤</u>の使用の必要があると認めるものに対し、3日に1個の割合で支給するものとする。</p> | <p>第1 福祉事業の取扱いについて</p> <p>1 外科後処置に関する事業</p> <p>(1) 福祉事業の実施に関する規程（以下「福祉規程」という。）第3条第1項の「<u>理事長</u>が定める処置」とは、醜状軽減のための処置、義眼の装かん、局部神経症状の軽減のための処置、筋電電動義手の装着訓練その他理事長が特に必要であると認める処置とする。</p> <p>2 補装具に関する事業</p> <p>(2) 福祉規程第4条第3項第11号の補装具の支給種目及び支給対象については、次によるものとする。</p> <p>ウ <u>浣腸器付排便剤</u> せき髄損傷者又は排便反射を支配する神経の損傷により、用手摘便を要する状態又は恒常的に1週間に排便が2回以下の高度な便秘といった排便障害を有し、当該障害に関し、基準政令第6条に規定する障害補償を受けている者で、医師が<u>浣腸器付排便剤</u>の使用の必要があると認めるものに対し、3日に1個の割合で支給するものとする。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>なお、<u>浣腸器付排便剤</u>の支給は、3日に1個の割合で算出した60本（6か月分）をまとめて支給して差し支えないものである。</p> <p>(8) コンタクトレンズ、ストマ用装具、<u>浣腸器付排便剤</u>又は重度障害者用意思伝達装置を支給する際に、医療機関に対する症状照会を行うものとする。</p> <p>(9) 補装具の支給、修理又は再支給（以下(9)において「支給等」という。）は、その種目、型式、材質等に応じ、原則として「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）別表に定める額（同表に掲げられていない補装具の支給等を行う場合にあつては「義肢等補装具の支給について」（平成18年6月1日基発第0601001号厚生労働省労働基準局長通達）別添「義肢等補装具費支給要綱」別表2及び別表3に定める額）の<u>100分の106</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第10号に該当しないもの（以下(9)において「課税物品」という。）にあつては、<u>100分の110</u>）に相当する額の範囲内で行うものとする。ただし、当該額が次に掲げる補装具の種目等の区分に応ずるそれぞれ次に掲げる額の<u>100分の106</u>（課税物品にあつては<u>100分の110</u>）に相当する額に満たない場合に</p> | <p>なお、<u>浣腸器付排便剤</u>の支給は、3日に1個の割合で算出した60本（6か月分）をまとめて支給して差し支えないものである。</p> <p>(8) コンタクトレンズ、ストマ用装具、<u>浣腸器付排便剤</u>又は重度障害者用意思伝達装置を支給する際に、医療機関に対する症状照会を行うものとする。</p> <p>(9) 補装具の支給、修理又は再支給（以下(9)において「支給等」という。）は、その種目、型式、材質等に応じ、原則として「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）別表に定める額（同表に掲げられていない補装具の支給等を行う場合にあつては「義肢等補装具の支給について」（平成18年6月1日基発第0601001号厚生労働省労働基準局長通達）別添「義肢等補装具費支給要綱」別表2及び別表3に定める額）の<u>100分の104.8</u>（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第10号に該当しないもの（以下(9)において「課税物品」という。）にあつては、<u>100分の108</u>）に相当する額の範囲内で行うものとする。ただし、当該額が次に掲げる補装具の種目等の区分に応ずるそれぞれ次に掲げる額の<u>100分の104.8</u>（課税物品にあつては<u>100分の108</u>）に相当する額に満たない場合に</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>は、当該相当する額の範囲内で行うことができるものとする。</p> <p>4 アフターケアに関する事業</p> <p>(2) アフターケアの範囲の基準</p> <p>福祉規程第7条第2項の「基金の定める」アフターケアの範囲の基準は、次のとおりとする。</p> <p>エ 尿道狭さを有する者又は尿路変向術を受けた者に対するアフターケア</p> <p>(ウ) 検査については、(ア)の診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とするものとする。</p> <p>(エ) 薬剤又は治療材料の支給については、尿道ブジー（誘導ブジーを含む。）及び尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。）（オ）において「尿道ブジー等」という。）実施の際に必要なに応じて、1週間分程度支給される次に掲げる薬剤を対象とするものとする。</p> <p>セ 精神疾患等により患した者に対するアフターケア</p> <p>(オ) 処置、手術その他の治療については、<u>原則として</u>(ア)の診察の際に必要なに応じて行われる専門医師による精神</p> | <p>は、当該相当する額の範囲内で行うことができるものとする。</p> <p>4 アフターケアに関する事業</p> <p>(2) アフターケアの範囲の基準</p> <p>福祉規程第7条第2項の「基金の定める」アフターケアの範囲の基準は、次のとおりとする。</p> <p>エ 尿道狭さを有する者又は尿路変向術を受けた者に対するアフターケア</p> <p>(ウ) 検査については、(ア)の診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする_____。</p> <p>(エ) 薬剤又は治療材料の支給については、尿道ブジー（誘導ブジーを含む。）及び尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。）（オ）において「尿道ブジー等」という。）実施の際に必要なに応じて、1週間分程度支給される次に掲げる薬剤を対象とするものとする。</p> <p>セ 精神疾患等により患した者に対するアフターケア</p> <p>(オ) 処置、手術その他の治療については、_____ (ア)の診察の際に必要なに応じて行われる専門医師による精神</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>療法及びカウンセリング（生活指導に重点を置いたものとする。）を対象とするものとする。</p> <p>10 障害特別支給金の支給</p> <p>(2) 再発傷病が治った場合における障害特別支給金の取扱いについては、次によるものとする。</p> <p>ア 再発傷病が治った場合において、再発傷病が治ったときにおける障害等級（以下「再発等級」という。）が<u>初発等級</u>より上位の障害等級に該当するとき（同一の傷病に関し傷病特別支給金を支給したときを除く。）は、再発等級に応ずる福祉規程第13条第2項の規定による障害特別支給金の額から初発等級に応ずる同条同項の規定による障害特別支給金の額を差し引いた額の障害特別支給金を支給するものとする。</p> <p>19 その他</p> <p>(3) 第1の2（補装具に関する事業）の(8)のコンタクトレンズ、ストマ用装具、<u>浣腸器</u>付排便剤又は重度障害者用意思伝達装置の取扱いについて</p> <p>基金は、コンタクトレンズ、ストマ用装具、<u>浣腸器</u>付排便剤又は重度障害者用意思伝達装置の支給申請を受け付けた場</p> | <p>療法及びカウンセリング（生活指導に重点を置いたものとする。）を対象とするものとする。</p> <p>10 障害特別支給金の支給</p> <p>(2) 再発傷病が治った場合における障害特別支給金の取扱いについては、次によるものとする。</p> <p>ア 再発傷病が治った場合において、再発傷病が治ったときにおける障害等級（以下「再発等級」という。）が<u>初発傷病が治ったときにおける障害等級</u>（以下「初発等級」という。）より上位の障害等級に該当するとき（同一の傷病に関し傷病特別支給金を支給したときを除く。）は、再発等級に応ずる福祉規程第13条第2項の規定による障害特別支給金の額から初発等級に応ずる同条同項の規定による障害特別支給金の額を差し引いた額の障害特別支給金を支給するものとする。</p> <p>19 その他</p> <p>(3) 第1の2（補装具に関する事業）の(8)のコンタクトレンズ、ストマ用装具、<u>浣腸器</u>付排便剤又は重度障害者用意思伝達装置の取扱いについて</p> <p>基金は、コンタクトレンズ、ストマ用装具、<u>浣腸器</u>付排便剤又は重度障害者用意思伝達装置の支給申請を受け付けた場</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| 合、医療機関に対して別紙3の様式により症状照会を行い、 症状照会を受けた医療機関に別紙4から別紙7までの様式による報告を求めるものとする。 | 合、医療機関に対して別紙3の様式により症状照会を行い、 症状照会を受けた医療機関に別紙4から別紙7までの様式による報告を求めるものとする。 |